

継続研修規程

一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会（以下「協会」という。）は、正会員である認定事業再生士（CTP）の専門知識と技能向上をはかるため、継続研修について次のように定める。

（必要単位数）

第1条 正会員は、会則第 15 条および第 16 条の規定する更新の登録および会則第 18 条に規定する再開の申請の要件として、原則として 20 単位の継続研修単位を取得しなければならない。

（単位の取得期間）

第2条 前条に定める継続研修単位の取得期間は、更新の登録の場合は会則第 14 条に定める登録の有効期間とし、会則第 18 条第 1 項に規定する再開の申請の場合は会則第 18 条第 2 項の規定により再開の申請を行なう日前 1 年以内とする。

（単位の取得方法）

第3条 第 1 条に定める継続研修単位の取得方法は、次の方法によるものとする。

- (1) セミナーの受講
- (2) 書籍または雑誌の講読
- (3) 執筆
- (4) 講師

（単位申請の義務）

第4条 正会員は、取得した継続研修単位の内容および単位数について協会へ申請しなければならない。

（単位申請の期限）

第5条 前条に定める単位申請の期限は、更新の登録の場合は、原則として会則第 14 条に定める有効期間満了の日とする。ただし、有効期間満了後 2 ヶ月間は取得した継続研修単位の申請をすることができる。また、再開の申請の場合は、再開の申請を行なう日を単位申請の期限とする。

（細則）

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、別途細則を定める。

（規程の変更）

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

最終改訂日：平成 29 年 7 月 1 日